

# 国内旅行業務取扱管理者テキスト&問題集・訂正表

(2014年5月5日発行版)

## ●正誤表●

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

該当箇所	誤	正
P102 問 26 (1)国内航空約款 選択肢ア.	2014年4月からの消費税増税に伴い、航空券の払戻手数料は430円となりました。選択肢ア.を次の通り変更します(訂正は下線部)。解答に変更はありません。	
	ア. 航空券の払戻手数料は…(中略) … <u>420</u> 円である。	ア. 航空券の払戻手数料は…(中略) … <u>430</u> 円である。

## ●改正情報●

本書刊行後、標準旅行業約款が改正(2014年7月1日施行)されました。

《改正の概要》

(1)「旅行開始後」の定義の明確化

①標準旅行業約款における取消料表において、「旅行開始後」の定義についての明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とした。

②特別補償規程の適用開始時点となる航空機に係るサービス提供開始時の定義について、ウェブチェックインが行われている実情を反映させて、明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とした。

(2)暴力団排除条項の新設

暴力団排除条項を新設し、「反社会的勢力」の関係者であることを理由とした旅行契約の締結の拒否や旅行者による契約解除、特別補償規程補償金の支払いの拒否ができることとした。

改正後の約款は、全国旅行業協会ホームページ <http://www.anta.or.jp/>にて確認することが出来ます。